

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
5月20日
(金曜日)

目次

告示

一 県議会の議員その他非常勤の職員その他非常勤の職員に係る補償基礎額に関する告示の一部改正(職員厚生課).....

二 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正(職員厚生課).....

三 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....

三 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....

三 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....

四 保安林予定森林(秋芳町)(森林整備課).....

四 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(漁政課).....

四 建築基準法第四十八条第十三項の規定による公開の意見の聴取(建築指導課).....

公告

五 指定介護老人福祉施設の指定(高齢保健福祉課).....

五 指定介護老人福祉施設の指定の辞退(高齢保健福祉課).....

五 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....

六 土地改良区役員届出(農村整備課).....

八 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....

山口県告示第三百十九号

県議会の議員その他非常勤の職員その他非常勤の職員に係る補償基礎額に関する告示(昭和四十三年山口県告示第四百五十五号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員その他非常勤の職員に係る補償基礎額に関する告示



る告示は、平成十七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

平成十七年五月二十日

山口県知事 二井 関成

一 補償基礎額の表第二号のイ中「四千四百四十円」を「四千六百六十円」に改める。

山口県告示第三百二十号

県議会の議員その他非常勤の職員その他非常勤の職員に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員その他非常勤の職員に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、平成十七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成十七年五月二十日

山口県知事 二井 関成

表中

四、一四三円	一三、一五八円
五、〇六五円	一三、一五八円
五、九五四円	一三、一五八円
六、六六四円	一六、二二二円
七、一四〇円	一九、〇三五円
七、二六二円	二一、四八四円
七、〇六七円	二一、六〇〇円
六、四三九円	二一、七六九円
六、〇二六円	二一、三九一円
四、三三三円	二一、〇二五円

を

四、一四〇円	一六、二九九円
四、一四〇円	一三、一五八円
四、三三三円	一三、三〇一円
五、一五〇円	一三、三〇一円
五、九七九円	一三、三六七円
六、七〇一円	一六、五六二円
七、一九三円	一九、五五三円
七、三〇九円	二一、九二六円
七、一六四円	一三、一八四円
六、六二二円	一三、六〇九円
六、二二七円	一三、六〇七円
四、三七〇円	二〇、六四八円
四、一六〇円	一四、三六六円
四、一六〇円	一三、三〇一円

に改める。

山口県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年五月二十日

山口県知事 二井 関 成

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
下関市立中央病院	下関市向洋町一丁目一三番一号	平成一七、二、二二
医療法人誠公会下関内科眼	山の田東町四番一〇号	平成一六、九、"
科歯科診療所	"	"
額原医院	新垢田西町二丁目二番二二	平成一七、三、一六
号	"	"
ささい放射線科	宇部市東小羽山町四丁目一番二号	平成一六、九、三〇
たねくぼ整形外科クリニッ	山口市幸町三番二二号	平成一五、八、三一

萩市民病院	萩市大字椿三四六〇の三	平成一七、三、五
萩市大島診療所	" 大島二九〇	" " "
萩市見島診療所	" 見島三五〇の二	" " "
萩市見島診療所宇津分室	" 一八一九の三	" " "
豊田中央病院	豊浦郡豊田町大字矢田三六五の一	二、一二
山口県済生会豊浦町立病院	" 大字荒木五二の一	" " "
豊北町国民健康保険神玉診療所	" 豊浦町大字小串七の三	" " "
豊北町国民健康保険角島診療所	の 豊北町大字神田上二七五六	" " "
川上村国民健康保険診療所	四 " 大字角島一四一八の	" " "
国民健康保険むつみ診療所	阿武郡川上村四五〇の二	三、五
高俣出張所	四の二 むつみ村大字吉部上三一七	" " "
須佐町国民健康保険須佐診療センター	三 " 大字高佐下一〇の	" " "
須佐町国民健康保険弥富診療センター	五 " 須佐町大字須佐四五七〇の	" " "
旭村明木診療所	" " 大字弥富下三九九五	" " "
旭村佐々並診療所	" " 旭村大字明木二九三七の一	" " "
福栄村国民健康保険福川診療所	" " 大字佐々並二六一七	" " "
山守歯科医院	の 福栄村大字福井下三九九四	" " "
山根歯科医院	下関市竹崎町三丁目一番一号	" " "
萩市見島歯科診療所	宇部市寿町三丁目七番二六号	一、三一
室積駅前歯科	萩市見島六五八	三、五
いのうえ歯科	光市室積四丁目一番一号	一、三一
	周南市秋月一丁目三番一九号	二、二八

指定訪問看護事業者等 主たる事務所 の所在地	訪問看護ステーション等 の所在地	廃止年月日
社会福祉法人豊田町社会福祉協議会	下関市豊田町大字矢田三六五の	平成一七、二、一三
	とよた訪問看護ステーション	" " "
	下関市豊田町大字矢田三六五の	" " "

美祢郡美東町土地改良区

” ” 一〇

山口県告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十七年五月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

美祢郡秋芳町大字嘉万字な浴し松一、字大滝二の一、二の四、二の五、二の一四、二の一七、二の二五、二の四四、二の四五、二の五二から二の五五まで、二の五八、二の六〇から二の六二まで、二の六四から二の七〇まで、二の八五、二の八六、二の八八、五、六の一、七の一、九、一〇の一、一一の二五から一一の二七まで、字勇ヶ峠一五、二〇、字笛床四六七の一から四六七の三三まで、四六七の一五から四六七の二六まで、四六七の二八、四六七の二九、四六七の三一から四六七の三三まで、四六七の三五から四六七の三九まで、四六七の四一から四六七の四六まで、四六七の四八、四六七の四九、四六七の五一から四六七の五三まで、四六七の五五、四六七の五七、四六七の五九、四六七の六一、四六七の六二、四六七の六四、四六七の六七から四六七の六九まで、四六七の七一、四六七の七三から四六七の八三まで、四七六の二、四七六の三、四七六の五、四七六の八から四七六の一一まで、字平林六三二の一、六三三、六三九の一、字石原迫六四二、六四四、六四六から六五〇まで、六五一の一、六五一の二、六五二、六五三、字田床六五四の一、六五四の二、六五四の四、六五四の五、六五六、字小原六六五の一、六六五の二、六六六、六六七、六六八の四、六七〇の一、六七〇の四、六七〇の五、六七一から六七三まで、六七四の一、六七四の三から六七四の五まで、六七五、六七六、六七七の一、六七八の一、字埜九〇七の一、九〇七の二、字谷迫二二六〇、二二六一、二二六二の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢郡秋芳町大字嘉万字大滝二の五四・九・一一の二六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、秋芳町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部森林整備課及び秋芳町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百二十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認められた。

平成十七年五月二十日

山口県知事 二井 関 成

白木加入区

山口県告示第三百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第四十八条第十三項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成十七年五月二十日

山口県知事 二井 関 成

意見の聴取の理由

意見の聴取の
期日

意見の聴取の
場所

第一種中高層住居専用区域内の周南市大字徳山字高浦ヶ浴四二九、字大高浦ヶ浴四二七及び四二八並びに字五月ヶ浴四〇〇から四〇五までにおいてテニス場管理事務所を増築することに

平成十七年五月三十一日（火曜日）
午後六時三十分

周南緑地周南市野球場小会議室



(二九〇) 指定介護老人福祉施設の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定をしました。

平成十七年五月二十日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム貴船園	下関市貴船町三丁目四番一号	平成一七、四、一
特別養護老人ホーム・オアシスはぎ園	萩市大井一七二三の六	" " " "
萩市特別養護老人ホームかがやき	大字椿三四六〇の二	" " 三、六
特別養護老人ホーム灘海園	岩国市黒磯町二丁目一六番一号	" " 四、一
特別養護老人ホーム四季の里	柳井市日積三三二〇の五	" " " "
特別養護老人ホーム伊保庄園	伊保庄一の二	" " " "

(二九一) 指定介護老人福祉施設の指定の辞退

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十一条の規定により、指定介護老人福祉施設から次のとおり指定の辞退がありました。

平成十七年五月二十日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地	指定辞退年月日
特別養護老人ホーム山口県貴船園	下関市貴船町三丁目四番一号	平成一七、三、三一
特別養護老人ホームはぎ園	萩市大井一七二三の六	" " " "
萩市特別養護老人ホームかがやき	大字椿三四六〇の二	" " 五

特別養護老人ホーム山口県 岩国市黒磯町二丁目一六番一号 " " 三一
 灘海園 " " " "
 特別養護老人ホーム山口県 柳井市伊保庄一の二 " " " "
 伊保庄園 " " " "

(二九二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年五月二十日から同年九月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年五月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 デオデオ防府店
 所在地 防府市高倉一丁目三番三二号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社デオデオ 広島市中区紙屋町二丁目一番八号 友則 和寿
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一、六五五平方メートル	二、三二四平方メートル
駐車場の収容台数	六五台	一〇〇台
駐輪場の収容台数	九台	六七台
荷さばき施設の面積	五二九平方メートル	七〇平方メートル
廃棄物等の保管施設の容量	二七立方メートル	八三立方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	午後九時

来客が駐車場を利用することが
できる時間帯
午前九時三〇分から午後八時
三〇分まで
午前九時三〇分から午後九時
三〇分まで

四 届出年月日
平成十七年四月一日
五 変更年月日
平成十七年十二月一日

(二九三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十七年五月二十日

一 就任した役員

山口県知事 二井 関 成

土地改良区	理事の別	氏名	住 所
下関市吉見土地改良区	理 事	山本 令誠	下関市大字吉見上二二八七
"	"	福本 武文	大字吉見下二二九四
"	"	岡崎 茂生	大字吉見上五三七
"	"	倉重 一男	大字吉見下二二九〇
"	"	藤永 清一	二二九二
"	"	金田 長治	二二八八
"	"	津森 睦美	二二八四
"	"	本木 俊行	二二七一
"	"	森田 由三	二二八三
"	"	森崎 良紀	吉見里町二丁目二番五四号
"	"	市村 哲也	四番八号
"	"	吉富 宏昭	大字吉見下一五九五
"	"	安本 勝	一七四八
"	"	林 雅之	一七三二
"	"	安田 和実	吉見本町二丁目二番一五号
"	"	二田 義和	大字吉見上一〇七七
"	"	藤井 正則	一四〇

区	土地改良区	理事	監事	氏名	住 所
宇部市	宇部市小野土地改良区	理 事	監 事	野村 博視	一 二二〇の一
"	"	"	"	西本 公久	大字吉見下一二五
"	"	"	"	松本 司	一一八五
"	"	"	"	森川 和雄	吉見里町二丁目一番四八号
"	"	"	"	津森 正生	大字吉見下二二六八
"	"	"	"	重富 敏子	二二八〇
"	"	"	"	重本 正夫	宇部市大字小野一四一〇
"	"	"	"	富永雄一郎	一〇一六
"	"	"	"	原田 靖司	一六一五の一
"	"	"	"	平山 洋二	四〇四の三
"	"	"	"	平田 敦隆	一〇二三
"	"	"	"	大野 哲雄	四二〇
"	"	"	"	田中 尚人	六七二
"	"	"	"	吉岡 隆	萩市大字高佐下五八九
阿武郡	阿武郡むつみ村伏馬土地改良区	理 事	監 事	野間 忠雄	二五六二
"	"	"	"	岡崎 秀雄	二二八九
"	"	"	"	岩本 邇	大字吉部下九五六
"	"	"	"	田村 喜男	大字高佐下二二五一の三
"	"	"	"	茂刈 周一	二〇一九
"	"	"	"	長田 幸三	二六三七の一〇
"	"	"	"	吉松 時熊	二五七四
阿武郡	阿武郡阿武町福田土地改良区	理 事	監 事	松田 哲三	阿武郡阿武町大字福田上九五九の二
"	"	"	"	中野 稔朗	大字福田下三二四
"	"	"	"	末岡 肇	大字福田上一四六八
"	"	"	"	木原 清治	大字福田下二六七八
"	"	"	"	田原 肇	三三二七の
"	"	"	"	木原 正男	二八八〇
"	"	"	"	伊藤 豊	大字福田上一二一九
"	"	"	"	山縣 悟	大字福田下一七三五
"	"	"	"	藤村 俊典	一三四五の
"	"	"	"	中野 靖	三三四

平成十七年五月二十日印刷
平成十七年五月二十日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

" "	工藤 治一	一五〇七
" "	中野 靖	三三四
" "	" "	" "
" "	" "	" "

(二九四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年五月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

吉敷郡小郡町大字下郷字岡ノ前巻

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吉敷郡小郡町大字下郷一三三三番地の一

株式会社小郡不動産